

「学制」期の三重県における算術教育課程*

上 垣 渉**

1. 文部省「小学教則」と師範学校「小学教則」

明治5年8月の「学制」頒布の翌月8日、文部省は「学制」第27章にもとづく「小学教則」（以下「文部省教則」とする）を頒布した。米国の教育課程を模したこの

文部省教則における教科目の構成は、
カナヅカヒ チナラヒ コトバノヨミカタ センヨウ ギョウギノサトシ
綴字、習字、単語讀方、洋法算術、脩身口授、
コトバノソフヨミ
単語誦誦、會話讀方、讀本讀方、単語書取、會話誦誦、
地學讀方、養生口授、會話書取、讀本輪講、文法、地學
輪講、理學輪講、書牘、各科温習、細字習字、書牘作文、
史學輪講、細字速寫、野畫、幾何、博物、化学、生理
という28教科目に及ぶ複雑多岐にわたるものであった。

このような複雑な構成を一目瞭然ならしむるため、文部省は明治5年11月10日、「小学教則概表」を頒布したのであった⁽¹⁾。その後、明治6年3月2日、

「小學教則中日曜日ヲ以テ休業ノ儀記載候處今般改正一六ノ日ヲ以テ休暇ト相定候條此旨相達候也
但月末三十一日休暇無之事」⁽²⁾
という文部省布達第21号によって、日曜日を休業日とする方式が改められ、一六の日を休業とすることとなるに至って、これまでの1週30時という授業時数を改めざるを得ないこととなったのである。

この休業日改正に対する検討の結果、1週4日、1日5時間として、1週20時間に改めることとし、これに応じて各教科の授業時数も大幅に減ることとし、明治6年5月19日、布達第76号をもって改正小学教則が公布されたのであった。この改正教則における教科目は、

明治5年9月8日頒布の文部省教則における28教科目に、新たに「國體學口授」という教科目を加え、総計29教科目からなる構成となった⁽³⁾。明治6年5月19日の文部省改正小学教則における算術教育課程は以下の通りであった⁽⁴⁾。

下等小学

第八級 算術 洋法ヲ主トス 一週四時
筆算訓蒙洋算早學等ヲ以テ西洋數字數位ヨリ加減算九々ノ聲ニ至ル迄ラー々盤上ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ寫シ取ラシム但加減ノ算法ニ於テハ先ツ其法ヲ授ケ而シテ只其題ノミヲ盤上ニ出シ筆算ト暗算トヲ隔日練習セシム暗算トハ胸算用ニテ紙筆ヲ用ヒス生徒一人ツ、ヲシテ盤上ノ題ニ答ヘシムルナリ前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシテ一同誦セシム

第七級 一週四時 乗除ヲ授クル 前級ノ法ノ如シ尤隔日筆算ト暗算トヲ傳フ

第六級 一週四時 乗除ノ算ヲ授ク

第五級 一週四時 四則應用ヲ學ハシム尤筆算暗算隔日タリ

第四級 一週四時 諸等加減乗除法ヲ授ク

第三級 一週四時 分數算ヲ授ク

第二級 一週四時 分數算ヲ授ク

第一級 一週四時 分數并比例算ヲ授ク

上等小学

第八級 一週四時 比例算ヲ授ク

第七級 一週四時 比例算ヲ授ク

第六級 一週四時 差分算ヲ授ク

* 原稿受理日 平成13年3月31日

** 三重大学教育学部数学教室

- 第五級 一週四時 差分算ヲ授ク
- 第四級 一週四時 差分算ヲ授ク
- 第三級 一週四時 累乗開法大畧ヲ授ク
- 第二級 一週四時 利息算ヲ授ク
- 第一級 一週四時 連級及對數用法ヲ授ク

この文部省教則における算術教育課程の特徴は第1に、我が国の伝統的な数学である「和算」(「学制」期における文部省の公式用語は「日本算術」であった)を全廃して、西洋算術すなわち「洋算」(「学制」期における文部省の公式用語は「洋法」であった)を専用したことであった⁽⁵⁾。

第2に、下等・上等を通じて、明治5年9月の教則では毎週6時間、明治6年5月の教則では毎週4時間という他の教科目には見られない多くの時間数を割り当てていることである。明治新政府がいかに洋算を重視したかが伺われる。

第3に、教則中に『筆算訓蒙』及び『洋算早學』という使用教科書を例示していることである。実際、下等・上等の第八級から第一級までの教授内容はほぼ『筆算訓蒙』の巻一から巻五の内容に一致している。すなわち、下等第八級から第四級までが巻一、下等第三級から第一級(前半)までが巻二、下等第一級(後半)及び上等第八級から第七級までが巻三、上等第六級から第四級までが巻四、上等第三級から第一級までが巻五に相当しているのである⁽⁶⁾。

一方、この文部省教則の作成と同時並行的に、師範学校においても小学教則の作成が進められていた。明治5年9月開校の師範学校はその設立当初から、小学校で用うべき教科書の作成・編集とともに、小学教則の考案をその重要な任務としていた。師範学校の小学教則(以下「師範学校教則」とする)は明治6年2月に創定され、その教科目の構成は「讀物、算術、習字、書取、問答、復讀、體操、作文」という8教科目から成るシンプルなものであり、寺子屋での学びに代表される日本在来の伝統的内容としての「読・書・算」を中核とする教科目構成であった。ただし、このとき制定された師範学校教則は下等小学教則のみであった。この師範学校教則は創定後、明治6年3月2日の休業日改正などを受けて引き続き検討され、その結果、明治6年5月に改正された。しかし、改正の内容は各教科目の内容に関するものが多く、教科目構成そのものに変化はない。さらに、この改正と同時に、上等小学教則が創定されたのであった。その教科目構成は、下等小学教則の場合と同様に、「讀物、算術、習字、輪講、諳記、作文、體操、野畫」という8教科目から構成された。その後、師範学校の下等小学教則

は明治7年1月に改定され、さらに明治10年8月に至って、下等小学教則及び上等小学教則は廃止され、両者を合わせた教則と改められ、それぞれ「下等小学課程」と「上等小学課程」に改名された。

明治10年8月の改正教則での教科目構成は、下等小学課程においては、「讀法、復讀、諳記、問答、書取、口授、筆算、珠算、習字、畫法、體操」という11教科目、上等小学課程においては、「輪讀、輪講、諳記、作文、書取、口授、筆算、珠算、習字、畫法、體操、記簿」という12教科目によって構成されたが、教育課程を日本在来の伝統的内容としての「読・書・算」を中核とする教科目によって構成するという基本的方向に変化は見られない。これら師範学校教則の特徴を明治6年5月の文部省教則と比較する上では、同時期に制定された明治6年5月の師範学校教則を見るのが適切であろう。この明治6年5月の師範学校教則における算術教育課程は以下の通りであった⁽⁷⁾。

下等小学

第八級 算術

數字圖ト算用數字圖ヲ以テ數字ノ讀方ト一ヨリ百マデノ書キ方位取り并ニ算盤ニテ物數ノ數ヘ方ヲ教ヘ兼テ加算九々ヲ諳誦セシム

第七級 前級ノ如ク百ヨリ萬マデノ數ヲ教ヘ乗算九々ヲ諳誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク

第六級 加法ヲ授ク 最初ハ小學算術書ヲ用キテ諳算ヲ主トス下之ニ倣ヘ

第五級 減法ヲ授ク

第四級 乘法ヲ授ク

第三級 除法ヲ授ク

第二級 四術合法ヲ授ク

第一級 容易キ分數ヲ授ク

上等小学

第八級 一週四時 即チ一日一時 以下之ニ倣ヘ 分數ヲ授ク

第七級 正比例ヲ授ク

第六級 鏈比例及合率比例ヲ授ク

第五級 按分遞折比例ヲ授ク

第四級 利息算ヲ授ク

第三級 幾何及級數ヲ授ク

第二級 累乗開法ノ大畧ヲ授ク

第一級 開立法及ヒ對數用法ヲ授ク

この明治6年5月の師範学校教則での算術も「算術は洋算専用とする」という政府の基本方針に沿っていることは当然であり、また週あたり配当時間数も文部省教則と同様である。これら以外に師範学校教則中算術教育課

程に見られる特徴は第1に、師範学校が独自に編集・刊行した『小学算術書』という優れた教科書⁸⁾及び数字図・算用数字図などの教授資料と連携させて教育課程が組織されているということである。

第2に、文部省教則では下等小学第一級において分数及び比例算が扱われているのに対し、師範学校教則では上等小学第八級においてまでも分数が扱われ、比例算は上等小学第七級になってやっと現れるというように、その教授程度において師範学校教則の方が緩やかなものになっている。

第3に、文部省教則では「差分算」（諸物を配分する際に、その配分数に差を生ぜしめる算法）が上等小学第六級から第四級に至るまで重く扱われているのに対し、師範学校教則では簡略化され、上等小学第五級において「按分遞折比例ヲ授ク」とされるに止まっている。

第4に、文部省教則での算術は「洋法ヲ主トス」と明記されているのに対して、師範学校教則での算術は、洋算専用を基本としつつも、下等小学第八級の項に「算盤ニテ物數ノ數ヘ方ヲ教ヘ」と述べられているように、珠算に対しても一定の配慮を示していることがわかる。そして、明治10年8月の師範学校教則改正において「珠算」という項目が下等小学第五級から設置されるなど、珠算に対する師範学校教則の態度はきわめて柔軟であり、師範学校教則が全国の小学校の教則の手本とされた背景の1つともなつたと考えられる。

2. 三重県(旧)の小学教則

明治4(1871)年7月14日の廃藩置県によって府藩県の三治体制が改められ、全国を3府302県から成る府県体制が確立された。その後も、府県の統廃合が進められ、明治5(1872)年8月の「学制」頒布時においては、3府72県となっていた。

現在の三重県に関して言えば、明治4年11月22日、北部の安濃津県と南部の度会県によって構成されていたが、明治5年3月17日に安濃津県は三重県と改名された。したがって、「学制」頒布時には三重県と度会県の2県があったことになる。この2県が統合されて新三重県となるのは明治9(1876)年4月18日であった。したがって、「学制」期初期の三重県の小学教則に関しては、三重県(旧)と度会県の2県の小学教則を見なければならない。本節では三重県(旧)の小学教則を見る。

三重県(旧)は明治7(1874)年4月、管下公立小学校に適用されている校則並びに教則を文部省に届け出ている。この三重県小学教則においては、下等小学は、「綴

字、讀方、習字、算術、書取、輪講」という6教科目から構成され、上等小学においては、さらに簡素化されて、「讀方、輪講、習字、算術」という4教科目から構成されていた。この教科目構成を見ると、文部省教則に示された教科目のうち「読・書・算」に係るものを概括的に再構成し直したと考えることができる。そして、算術の内容は以下の通りであり、明らかに文部省教則に準拠していることがわかる⁹⁾。

下等小学

- 第八級 數目加減
- 第七級 乗除
- 第六級 如前級
- 第五級 四則應用
- 第四級 諸等加減・乗除法
- 第三級 如前級
- 第二級 如前級
- 第一級 比例

上等小学

- 第八級 如前級
- 第七級 如前級
- 第六級 差分
- 第五級 如前級
- 第四級 如前級
- 第三級 如前級
- 第二級 開法大畧
- 第一級 利息 諸科溫習

三重県(旧)では、明治8(1875)年6月10日に小学教則の改正がなされたが、この改正小学教則では、下等小学の教育課程は「讀物、算術、習字、書取、問答、復讀、體操、作文」という8教科目から構成され、上等小学の教育課程も、ほぼ同様に「讀物、算術、習字、輪講、諳記、作文、體操、野畫」という8教科目から構成されていて、一転して、師範学校教則に準拠していることがわかる。そして、算術の内容は以下の通りであった¹⁰⁾。

下等小学

- 第八級 數字圖ト^マ算術數字圖ヲ以テ數字ノ讀方ト一ヨリ百マテノ書キ方位取り并ニ^マ算盤ニテ物數ノ數ヘ方ヲ教ヘ兼テ加算九々ヲ諳誦セシム
- 第七級 前級ノ如ク百ヨリ萬マデノ數字ヲ教ヘ兼算九々ヲ諳誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク
- 第六級 加法ヲ授ク 最初ハ小學算術ヲ用井テ諸算ヲ主トス下之二ニ俟フ
- 第五級 減法ヲ授ク
- 第四級 乘法ヲ授ク

- 第三級 除法ヲ授ク
- 第二級 容易キ分數ヲ授ク
- 第一級 分數ヲ授ク
- 上等小学
- 第八級 算術 毎下一時間 以下之ニ做フ 正比例ヲ授ク
- 第七級 轉比例ヲ授ク
- 第六級 鏈比例及ヒ合率比例ヲ授ク
- 第五級 按分遞折比例ヲ授ク
- 第四級 利息算ヲ授ク
- 第三級 幾何及ヒ級數ヲ授ク
- 第二級 累乗開法ノ大畧ヲ授ク
- 第一級 開立方及ヒ對數用法ヲ授ク

この内容を見ると、師範学校教則での算術の内容と酷似していることがわかる。

3. 度会県の小学教則

度会県では、明治6(1873)年5月に「度會縣上梓小學教科畧表」を公表し、その後8月に「小学校則」並びに「小学教則」を管下に布達した。この8月制定の度会県小学教則によれば、下等小学は「綴字、習字、讀方、算術」という4教科目から構成され、上等小学においては「習字、讀方、算術」という3教科目から構成されていた。ここでも、文部省教則に準拠しつつも、さらに大幅に教科目数を縮小して、寺子屋以来の伝統である「読・書・算」という3教科型の教育課程を採用していることがわかる。算術の内容は以下の通りであり、基本的に文部省教則に準拠していることがわかる⁽¹¹⁾。

- 下等小学
- 第八級 數目同定位 諸物名義 皆誦誦
- 第七級 一位加減法 一位相乘法
- 第六級 乘法
- 第五級 除法
- 第四級 前級ノ續キ 乘法定位等
- 第三級 諸等定位 諸等位等
- 第二級 前級ノ續キ
- 第一級 前級ノ續キ
- 上等小学
- 第八級 分數法 但シ重分法ヲ除ク
- 第七級 前級ノ續キ
- 第六級 比例法
- 第五級 前級ノ續キ
- 第四級 前級ノ續キ
- 第三級 前級ノ續キ
- 第二級 求積法
- 第一級 開平開立

度会県では、明治8(1875)年3月に小学教則の改正がなされたが、この改正小学教則では、下等小学の教育課程は「復讀、讀物、書取、作文、問答、算術、習字、體操」という8教科目から構成され、上等小学の教育課程は「輪講、讀物、誦記、算術、習字、畧画、作文、諸科復習、體操」という9教科目から構成されていて、一転して、師範学校教則に準拠していることがわかる。そして、算術の内容は以下の通りであった⁽¹²⁾。

- 下等小学
- 第八級 數字圖ト算用數字圖ヲ以數字ノ讀方ヲ一ヨリ百マテノ書方位取并ニ算盤ニテ物數ノ數ヘ方ヲ教ヘ兼テ加算九々ヲ誦誦セシム
- 第七級 前級ノ如ク百ヨリ万マテノ數ヲ教ヘ兼算九々ヲ誦誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク
- 第六級 加法ヲ授ク 最初ハ小学算術書ヲ用ヒテ誦ヲ主トス
- 第五級 減法ヲ授ク 前級ノ如シ
- 第四級 乘法ヲ授ク 前級ノ如シ
- 第三級 除法ヲ授ク 前級ノ如シ
- 第二級 四則雜題 但珠算ナレハ加減法
- 第一級 容易キ分數ヲ授ク 但珠算ナレハ乗除法
- 上等小学
- 第八級 分數ヲ授ク
- 第七級 正比例轉比例ヲ授ク
- 第六級 鏈鎖比例ヲ授ク
- 第五級 合率比例ヲ授ク
- 第四級 利足算ヲ授ク
- 第三級 按分遞折比例ヲ授ク
- 第二級 級數ヲ授ク
- 第一級 開平開立ヲ授ク

4. 新三重県の小学教則

三重県(旧)と度会県が統合されて新三重県が誕生したのは明治9(1876)年4月18日であった。これを受けて、新三重県は同年11月23日、従来の教則を改正して、統一県にふさわしい「三重県小学教則」を制定し布達した。この教則においては、下等小学の教育課程は「讀物、問答、書取、數學、習字、體操、作文」という7教科目から構成され、上等小学においても「讀物、誦記、文學、數學、習字、體操、畫學」という7教科目から構成された。この新三重県の教育課程もやはり師範学校教則に準拠していることがわかる。そして、数学の内容は以下の通りであった⁽¹³⁾。

- 下等小学
- 第八級 指數器ヲ用井テ物數ノ數ヘ方ヲ教ヘ數字圖ト

「学制」期の三重県における算術教育課程

	算用數字圖トニヨリテ數字ノ讀方書キ方及ヒ位取等ヲ教ヘ兼テ加算九々ヲ誦セシム
第七級	小學算術書ヲ以テ加法ヲ授ケ兼テ羅馬數字ヲ教ヘ減算九々ヲ誦セシム
第六級	小學算術書ニヨリテ減法ヲ授ケ兼テ加減雜題ヲ教ヘ乘算九々ヲ誦セシム
第五級	小學算術書ニヨリテ乘法ヲ授ケ兼テ加減乘雜題ヲ教フ
第四級	小學算術書ニヨリテ除法ヲ授ケ兼テ加減乘除雜題ヲ教フ
第三級	小數法ヲ授ケ兼テ珠算ノ乗除法ヲ教フ
第二級	諸等并ニ容易キ分數ヲ授ケ兼テ珠算ノ相場割ヲ教フ
第一級	分數ヲ授ケ兼テ珠算ノ相場割ヲ教フ
上等小学	
第八級	單比例ヲ授ク
第七級	合率連鎖兩比例ヲ授ク
第六級	按分遞折和較比例ヲ授ク
第五級	利足算開平法ヲ授ク
第四級	開立法級數方ヲ授ク
第三級	幾何及ヒ對數ヲ授ク
第二級	幾何及ヒ單記法ヲ授ク
第一級	單記法ヲ授ク

なお、この「三重県小学教則」の「下等小学」欄には、赤の毛筆によって、以下のような添書が付けられている。

- ①第四級：「加減乗除雜題」と「ヲ教フ」の間に「珠算ノ加減并割聲」を挿入する。
- ②第二級：「容易キ分數」を「分數最大等數ヨリ通法マテ」と改める。
- ③第一級：「分數」の後に「四則ヨリ同雜題マテ」を付け加える。
- ④第七級～第四級：「小學算術書」の上に「最初」の2文字を加える。

また、この「三重県小学教則」の最後には、「小學教科用書」として一覧表が付けられており、その下等小学の欄には「小學算術書 東京師範學校編輯」と記録されている。

5. 三重県小学教則の特徴—結語にかえて—

筆者は、第1節で文部省教則と師範學校教則における算術教育課程とその特徴を概観し、第2～4節において、三重県(旧)、度会県及び新三重県における算術教育課程を一瞥してきた。本節では、これら三重県関係の小学教則における算術教育内容の推移と特徴を3期に分けて概括することにした。

(1) 三重県(旧)及び度会県において最初に制定された小学教則はそれぞれ明治7年4月、明治6年8月であったが、これらはいずれも文部省教則に準拠したものであった。すなわち、指導学年・級に若干のずれはあるものの、

數目→加減→乗除→諸等→分數→比例→差分→
という指導順序は文部省教則を踏襲したものと解釈することができる。上記の「差分」の後には、開法・利息などの他、度会県では文部省教則に見られない「求積法」が扱われている。これに対して、文部省教則に見られる「連級及對數用法」は三重県(旧)、度会県ともに見られない。

さらに、教授内容を詳細にみれば、文部省教則の下等小学第三～一級で扱われている分數に関しては、三重県(旧)にはその項目がなく、度会県では上等小学第八、七級で初出となっているなど、教授程度は低くなっている。分數の項目がないことを除けば、三重県(旧)の算術教育課程の方が度会県のそれよりも文部省教則に近い構成となっている。また、文部省教則における算術教育課程から「四則応用」を削除し、分數の扱いを軽くし、全体として一～二級ほど程度を落としたものが度会県の算術教育課程となっていると考えてよい。

(2)次に、三重県(旧)及び度会県において改正小学教則が制定されたのは、それぞれ明治8年6月、明治8年3月であったが、これらの改正小学教則は一転して師範學校教則に準拠したものとなっている。その背景には、師範學校卒業生が三重県の教育に影響を与え始めていたことを指摘することができる。「三重縣史料 四」に、

「明治八年一月文部省へ稟申し七月ニ至リ公立師範有造學校ヲ縣下第三拾七番中学区内安濃津丸ノ内ニ設置シ同省委託金ノ内ヲ以テ一切其校費ニ充ツ是ヨリ先キ普通小学々制ヲ頒布セラル而シテ教師其人ニ乏ク以テ教育ノ目途ヲ達スルニ由ナシ七年五月各生徒ノ内七名ヲ選ヒ愛知師範學校ニ入学セム至是初テ縣下ニ師範學校ヲ設ケ東京師範學校卒業生當縣士族阿保友一郎ヲ文部省ニ稟請シ授業ノ事ヲ掌ラレメ生徒廿名ヲ募リ凡四ヶ月乃六ヶ月ヲ期シ其業ヲ卒ヘシメ以テ管下各校ヘ派遣シ教務ニ従事セシメントス」⁽¹⁴⁾

と記録されているように、明治8年初め頃には、師範學校卒業生が三重県の教育行政に中心的に携わっていたと言える。東京師範學校編『自一學年至六學年東京師範學校沿革一覽』によれば、上記の「阿保友一郎」の氏名は明治7年6月の卒業生名簿に記載されている。三重県小学教員としては、阿保のほか、城谷成器、野澤玄宣(明治6年7月卒業)、椿秦一郎、弘中格(明治7年1月卒業)などの氏名が見られる⁽¹⁵⁾。

さて、明治8年の三重県(旧)及び度会県における改正小学教則中、算術教育課程は当然のことながら、師範学校教則に準拠している。このことは、三重県(旧)の中等小学第八級に「数字圖ト算術数字ヲ以テ」と記録されていることからわかる。「数字図」や「算用数字図」は明治5年11月に設置された師範学校「編輯局」において作成された教授資料なのである。また、度会県の第六級には「最初ハ小学算術書ヲ用ヒテ」と記録されているが、ここに見られる「小学算術書」も師範学校「編輯局」において編集・刊行された教科書であり、「洋法」の教授のための、当時としてはきわめて優れた教科書であった⁽⁶⁾。ただ、教授内容を詳細にみれば、師範学校教則では分数を上等小学第八級までかけて扱っているのに対し、三重県(旧)では下等小学で分数を終了するようになっていて、若干程度が高くなっていると言える。この点においては、度会県の方が師範学校教則に忠実である。その代わり、師範学校教則でも度会県でも扱われている「四則雑題」が三重県(旧)には見られない。

(3) すでに見たように、三重県(旧)と度会県が合併して新三重県となったのは明治9年4月18日のことであった。この新三重県の小学教則(明治9年11月制定)も師範学校教則に準拠したものであり、そのことは、第八級に「数字圖ト算用数字圖トニヨリテ」と記録されているほか、第七級から第四級に至るまで「小學算術書ニヨリテ」と記されていることから明らかである。

内容を詳細に見てみよう。師範学校教則では第六級から加法が扱われるのに対して、新三重県では第七級から加法が扱われている。すなわち、新三重県の方が一級だけ程度が高くなっているのである。また、師範学校教則では上等小学第八級までかけて分数を扱っているのに対して、新三重県では下等小学で分数を終了している。この点においても新三重県の方が程度が高くなっている。さらに、新三重県では、上等小学の高学年において、師範学校教則では扱われていない「単記法」が扱われていたり、下等小学第四～一級において、珠算の加減及び割聲、珠算の乗除法、珠算の相場割までもが扱われていて、全体的にみて、内容・程度において師範学校教則を凌いでいるとすることができる。

倉澤剛の『小学校の歴史Ⅰ』には、

「文部省の小学教則と師範学校の小学教則とは、ともに政府の成法と地方からうけとられ、そして師範学校はみずから児童用の教科書をつくり、その卒業生が府県に散って指導にあたったから、全国の府県はそれぞれ大学区本部の官立師範学校附属小学校(それはまた東京師範の附属小学校の教則にならない、その卒業生

が指導した)の教則をとって府県の小学教則とした。そのため学制前期には全国の小学校が十六級八年制に組み立てられ、その内容と方法はいちように師範学校附属小学校のそれにならった。」⁽¹⁷⁾

と述べられているが、もう少し詳しく言えば、少なくとも三重県にあつては、学制草創期においては文部省教則に準拠した小学教則が制定され、その後、師範学校卒業生が輩出するに伴って師範学校教則を範とした小学教則が制定されるようになっていったのである。

注

- (1) 国立公文書館内閣文庫所蔵、文部省布達全書、第1分冊、四百二十九丁。
- (2) 同上書、第2分冊、二十九～三十丁
- (3) 「小学教則概表」は、同上書、百六十七丁と百六十八丁の間に挿入されている。
- (4) 前掲書(1)、第2分冊、百五十四～百六十七丁
- (5) この件に関しては、拙論「和算から洋算への転換過程に関する新たな考証」(愛知教育大学数学教育学会誌『イプシロン』第40号、平成10年12月に所収)を参照されたい。
- (6) 塚本桓甫明毅撰『筆算訓蒙』明治己巳年九月刊行、私蔵。この書は五巻本の予定であったが、第三巻までしか刊行されなかった。全五巻の内容目次が第一巻に次のように記されている。すなわち、第一巻「數目、加減乗除」、第二巻「分數諸法」、第三巻「比例諸法」、第四巻「差分、雜題」、第五巻「開方、連級、對數用法」。
- (7) 東京師範学校編『自一學年至六學年東京師範学校沿革一覽』(刊行年は不明であるが、当時の校長伊澤修二の緒言には「明治十三年三月」とある) pp.46-62。
- (8) この件に関しては、拙論「『小學算術書』の種本に関する再考証」(日本数学教育学会誌『数学教育学論究』第83巻Vol.76に所収予定)を参照されたい。
- (9) 国立公文書館内閣文庫所蔵、府縣史料、三重縣史料四。
- (10) 同上書。
- (11) 『宇治山田市史資料 130 教育篇2』伊勢市立図書館所蔵。
- (12) 『度會縣布令書 明治八年』神宮文庫所蔵。
- (13) 「三重縣小學教則」(伊勢市立図書館所蔵『三重縣小學規則』に所収)。
- (14) 前掲書(9)。
- (15) 前掲書(7)、pp.101-102。
- (16) 前掲論文(8)を参照されたい。
- (17) 倉澤剛『小学校の歴史Ⅰ』ジャパンライブラリービューロー株式会社、昭和38年12月20日、pp.645-646。